

令和6年度 盛岡市市産材支給事業

【募集要領】

1 事業の概要

町内会等が簡易な木造施設や構造物等を建築しようとする場合、原材料として市産材（市内の森林から生産された木材）を支給します（森林環境譲与税活用）（※）。

この事業は、盛岡市市産材支給要綱（平成29年3月28日盛岡市告示第121号）に基づき、木造の施設等の整備を促進することにより、市産材の需要拡大を図り、もって森林の公益的機能の維持及び林業の振興に資することを目的として実施するものです。

（※）「森林環境譲与税」は、国から地方自治体に配分されるもので、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられます。この譲与税は、令和6年度から徴収される「森林環境税（国税）」が財源となっています。

2 支給の内容

- （1）支給するもの 市内の森林で育った スギ・カラマツ を使った角材・板材（乾燥材）
※丸棒は、支給対象外です。
- （2）木材の規格等 別表を御覧ください。
- （3）支給する量等 1町内会等につき1申込とし、おおむね2立方メートルを上限とします。
※申込状況に応じ、支給数量等を調整させていただく場合があります。
- （4）支給の時期 申込期限から2か月程度
- （5）納品場所 指定いただいた場所に納品します。
※ただし、4トントラックが入れる場所に限ります。
- （6）留意いただきたいこと
 - ・節（幹の成長に伴い巻き込まれた枝の跡）がある場合があります。
 - ・木材の性質上、経年に伴い、「割れ」や「曲がり」が生じる場合があります。
 - ・防腐加工はしていません。塗装等を施し、長持ちさせるようお願いします。
翌年以降も定期的に塗装、補修等をしてください。

3 申し込みの方法

（1）提出書類

別添「盛岡市市産材支給申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、申し込みください。

施設等の寸法が分かる図面、木材の使用量が分かる表を添付してください。

申込数量が過大にならないように留意願います。

- （2）申込期限 1回目：6月14日（金）
2回目：7月26日（金）
3回目：9月13日（金）
4回目：10月25日（金）

※ 締切ごとに、内容を審査し支給の決定をいたします。

※ 予算の都合上、2回目以降の募集を行わない場合があります。募集の有無については市ホームページ（広報ID：1008274）に掲載します。

(3) 提出先 〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所 農林部林政課 林政企画係

※ 申請書類は、市民協働推進課（市役所本庁舎）、都南総合支所地域支援係、
玉山総合事務所産業振興課でも受理いたします。

(4) 申込にあたり留意いただきたい事項

- ・令和7年2月7日（金）までに設置、建築等を完了してください。
また、完了の際は、報告書を提出いただきます。（様式は支給の際にお知らせします。）
- ・設置物への表示又は町内会報等により、「森林環境譲与税活用」及び「市産材使用」の旨のPRに御協力願います。
- ・設置や建築にあたり土地所有者の承諾や法的な届出が必要な場合がありますので、事前に確認をお願いします。（物置やごみステーションなどは大きさや構造により建築確認が必要な場合があります。）

4 支給の決定

- ・申込書の内容を審査し、支給が適当と認められた場合、通知します。
- ・予算の都合上、申込多数の際は、令和5年度までの支給実績・市産材利用のPRに係る貢献度等を勘案し、支給数量等を調整させていただく場合があります。

5 問い合わせ先

農林部林政課林政企画係 （担当：菅原・藤根） 電話：626-7541（直通） Fax：651-6248

【別 表】

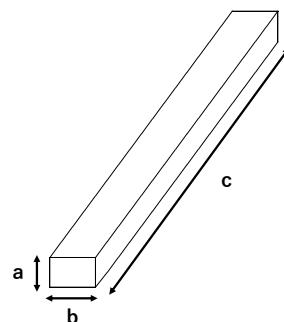
○支給対象樹種

樹種	用途例
スギ	床板、柱、屋根板、小屋組、梁、桁、筋交い、垂木
カラマツ	土台

○支給する市産材の主な規格 **長さは、2m、3m、4mからお選びください。**

番号	短辺 a (m)	長辺 b (m)	長さ c (m)	単位材積 (m ³)
1	0.105	0.105	4.000	0.0441
2	0.105	0.105	3.000	0.0331
3	0.120	0.120	3.000	0.0432
4	0.105	0.150	4.000	0.0630
5	0.045	0.090	3.000	0.0122
6	0.045	0.045	4.000	0.0081
7	0.060	0.060	4.000	0.0144
8	0.012	0.105	4.000	0.0050

単位材積 = $a \times b \times c$



※ 上記の表は、一般的なものです。上表にない寸法は御希望に添えない場合がありますので御了承ください。